

寄附者のみなさまへ

社会福祉法人 イエス団
本部事務局

所得控除・税額控除についてのお知らせ
(新しい寄附金控除制度が適用されます)

イエス団は社会福祉法人(特定公益増進法人)として社会福祉事業に貢献してきました。これまで、社会福祉法人イエス団へ寄附をした場合、所得から寄附金を控除して所得税を算出する「所得控除」の制度が適用されていました。

今回、厚生労働省より「税額控除に係る証明書」をうけ、イエス団に寄附をした場合は所得税から一定額を控除する「税額控除」の適用も選択できるようになりました。2012年6月15日にさかのぼって適用されます。対象となるのは賀川記念館賛助会費などの各施設賛助会費、イエス団各施設への寄附金です。所得控除の適用を受けるか、または税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。

所得控除・税額控除は寄附者の確定申告によって税金が還付されます。(勤務先などで実施される年末調整では寄附金控除を受けることはできません。)イエス団では申告に必要な「寄附金領収書」をお渡しいたします。また、税額控除に必要となる「税額控除に係る証明書」はホームページからダウンロードしていただくことができます。ダウンロードでの入手が難しい方は、寄附をしていただいたイエス団施設にお申し出ください。

所得控除・税額控除の金額は、寄附者の状況によって変わります。以下に概略をご説明いたしますが、実際の申告にあたっては税務署、お住まいの市区町村窓口、税理士などにお問い合わせくださいますようお願いいたします。

寄附者が個人の場合、以下の①あるいは②を選択できます。

『「年間に支払った寄附金の額」と「年間所得金額の40%」のどちらか少ない額から2,000円を差し引いた額』を、

①所得から控除して所得税を算出する。(所得控除)

②40%を乗じた額を所得税から控除する。(税額控除) ※控除額は所得税額の25%まで。

寄附者が法人の場合、個人とは異なる手続きとなりますので、貴法人の税理士、公認会計士にご相談ください。

お問い合わせ先:イエス団ホームページをご覧くださいか、寄附をしていただいたイエス団各施設窓口にお問い合わせください。

社会福祉法人 イエス団 本部事務局
ホームページ <http://www.jesusband.jp/>

TEL 078-221-9565

(2012年度版)